

## 会社設立関係の手続きの流れ【株式会社の場合】

Aさん

税理士のJunさん

会社を設立しようかなと思っているんですけど。

設立登記のための準備作業とは何ですか？

それ以外にどんな準備が必要ですか？

それらの準備が終わってから、設立登記となるのですね。

登記簿謄本ができあがるまで、どのくらいかかりますか？

設立登記が済んだら、どうするのですか？

銀行に払い込んだ資本金を使うには、どうしたらいいですか？

税務署関係への届け出等はどのようにするのですか？

別紙にありますように、真ん中の □ の中の、「**3 法務局**」での設立登記が必要となります。その設立登記のための準備作業と設立後の届け出等の手続きがあります。

最も重要なのは、「**1 公証役場**」での定款の認証です。

定款は会社の憲法にあたるものですから、重要なことを決めておかなければなりません。

定款の認証を受ける前に公証役場に連絡して、事前に定款の原稿を送り確認してもらい、認証を受ける日を決めておきます。定款の認証の際に、定款認証手数料に5万円（他に定款が4ページの場合、謄本手数料が千円）と収入印紙4万円（電子定款の場合は不要）の費用がかかります。

「**2 銀行**」の個人口座に資本金を払い込んでおく必要があります。

資本金1千万円未満であれば、消費税は設立2期目まで原則免税、均等割7万円となります。

また、設立登記の際に会社の実印が必要となりますので、印鑑を作成しておいてください。

そうです。

設立登記の際に、「**3 法務局**」で会社の実印の印鑑登録や登記簿謄本の請求をしておきます。

なお、資本金1千万円未満の株式会社の設立であれば、15万円の手数料がかかります。

だいたい1週間位はかかります。

「**4 年金事務所**」に社会保険関係の届け出をする必要があります。

健康保険や年金関係の手続きは非常に重要ですので、忘れないでください。

誰にいくら払うか決めておいて、その給与の標準月額報酬に応じて、保険料が決まります。

基本的には、その保険料を会社と個人の折半で負担することとなります。

銀行で法人口座の開設を行います。必要書類は銀行に確認してください。

「**5 税務署・県税事務所・市役所**」に法人設立届出書を提出します。

その際に、定款の写しと登記簿謄本の写しを添付してください。

なお、税務署に青色申告の承認申請書を提出することを忘れないでください。

青色申告ですと、様々な税務上の特典がありますし、欠損金が10年間繰り越すことができます。

